

# 宿毛市立橋上中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止等のための対策についての基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。次代を担う子どもたちが不安なく過ごせる環境づくりは社会全体の使命でもあります。この考えに立ち、本校では、すべての生徒がいじめをしない・受けない・見逃さないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関し、学校はもとより地域全体が理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

いじめを見逃さず、常に生徒に寄り添い、すべての生徒が安心して学習・その他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(いじめの定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。〔いじめ防止対策推進法〕

## 2 いじめ防止等のための対策についての基本となる事項

(1) 基本施策

ア、いじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして、いじめやそれにかかる行為をしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と人権尊重の意識を培い、心の通う対人交流能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動等に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動・特別活動等の時間を利用し、人権課題にかかる学年・全校発表会を実施したり、人権作文・人権標語の作成や人権週間等に合わせた集会を実施する。
- (オ) 校内研修や職員朝会のなかで日々の生活状況・家庭環境・学校環境等について、情報交換を行う。
- (カ) 未然防止のため日々の観察や活動状況を把握する。

イ、いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめについてのアンケート調査 年2回(7月、12月)
- ② 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査・面談 年3回(5月、12月、2月)

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する

職員の資質向上を図る。

#### ウ、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

#### (2) いじめ防止等に関する措置

##### ア、いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

##### 〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、該当学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、(全教員)

##### 〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深める。

##### 〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

#### イ、いじめに対する措置

(ア)いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ)いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ)いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ)いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ)犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

ア、重大事案が発生した旨を、宿毛市教育委員会に速やかに報告する。

イ、宿毛市教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ、上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ、上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (4) 学校の取組に対する検証・見直し

ア、学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるようにする。

イ、いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し「いじめ対策委員会」でいじめに関する取り組みの検証を行う。

## ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・ 教育相談時の児童・保護者アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

### ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合にもその後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

ア 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

オ 異学年集団活動、学級遊び等を多くし、児童同士のつながりを深める機会を増やす。

カ 「心と体の成長」を図るために、各学年の実態に応じた保健指導をする。

### (2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施(年2回)し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ Q-Uアンケートを実施し、結果を分析し、児童の実態把握に努める。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめを発見し、通報を受けたら、早急に校長に報告をする。校長は「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。

イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。

エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

キ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

## 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるようにする。

(2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

深刻なを、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない生徒にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの生徒もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていきたい。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係のなかで、安心・安全に生活できる場でなくてはならないと考えるからである。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていきたい。そうしたなかで、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、なかまとともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指したい。

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

※構成員：校長・教頭・教務主任・学年主任・該当学級担任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・スクールカウンセラー

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア、いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ、いじめの再発を防止するための取組に関すること。